十四　法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の承認をした場合	一　分割により特定遊興飲食店営業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍 二　分割により特定遊興飲食店営業を承継する法人と密接な関係を有する法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第二項において準用する法第四条第一項第七号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名 三　営業所の名称及び所在地 四　承認年月日 五　許可番号
［略］	［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（風俗環境浄化協会等に関する規則の一部改正）

第二条　風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査員） **第四条**　都道府県協会は、次の各号のいずれかに該当する者を法第三十九条第二項第六号又は第七号の規定による調査の業務（以下「調査業務」という。）に従事させてはならない。 一　［略］ 二　法第四条第一項第一号から第四号まで、第六号又は第八号から第十号までのいずれかに該当する者 三　［略］ ［2・3　略］	（調査員） **第四条**　［同上］ 一　［同上］ 二　法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者 三　［同上］ ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正）

第三条　遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定申請の手続） **第一条**　［1～3　略］ 4　遊技機の点検及び取扱いを適正に行うことができる者に関する要件は、次のとおりとする。 一　前項第二号ロ⑵に掲げる者にあつては、次のいずれにも該当すること。 イ　［略］	（認定申請の手続） **第一条**　［1～3　同上］ 4　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］